

奈良県選挙管理委員会告示第六十八号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の各選挙区における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定による候補者の選挙運動に関する支出金額の制限額は、候補者一人につき、次のとおりである。

令和三年十月十九日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

奈良県第一区 金二五、〇二九、八〇〇円

奈良県第二区 金二四、八六五、九〇〇円

奈良県第三区 金二四、四三七、〇〇〇円